作成日：令和８年１０月２２日

八方無線中継所連絡道整備役務

役務件名	八方無線中継所連絡道整備役務	仕様書番号	71
種　　別	表　　紙	図面番号	１／３
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科	縮　　尺	Ｎｏｎ

仕　様　書

1　役務件名
八方無線中継所連絡道整備役務

2　役務場所
栃木県矢板市下伊佐野字十文字９７６－５　陸上自衛隊宇都宮駐屯地八方無線中継所

3　役務概要
(1)　八方無線中継所連絡道　２，５００ｍ の不陸整正　１式
(2)　法面のシート張り（１ｍ×５０ｍ　６巻）　　１式

4　一般事項
(1)　本役務は本仕様書による他、関係諸規則及びメーカー仕様に基づくものとする。
(2)　本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
(3)　現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督職員との調整により、その指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
(4)　役務実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損与えた場合は受注者の責任において復旧及び保証するものとする。
(5)　使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側の検査を受け合格したものを使用するものとする。
(6)　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
(7)　作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
(8)　役務写真は、各作業の作業前・作業中・作業後、使用材料及び施工後隠蔽になる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上２部提出するものとする。
(9)　本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
(10)　官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。
(11)　撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
(12)　役務完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

5　特記事項
(1)　請負者が用意した器材等（バックホウ、振動ローラ）により、連絡道（2,500m）の連絡道の整備を行う、幅員については、平均３ｍ程度とする。
(2)　連絡道の損耗の激しいところについては、砕石を用いて整備するものとする。
ア　1,000ｍ～1,100ｍ間
イ　1,100ｍ～1,200ｍ間
ウ　1,200ｍ～1,400ｍ間
砕石については、粒度調整砕石　Ｍ０－３０を４０ｍ^3を請負者で用意するものとする。
(3)　のり面（1,400ｍ付近）のシート張りについても、請負者側で行うものとする。シート（１ｍ×５０ｍ　６巻）については、官側が用意するものを使用するものとする。

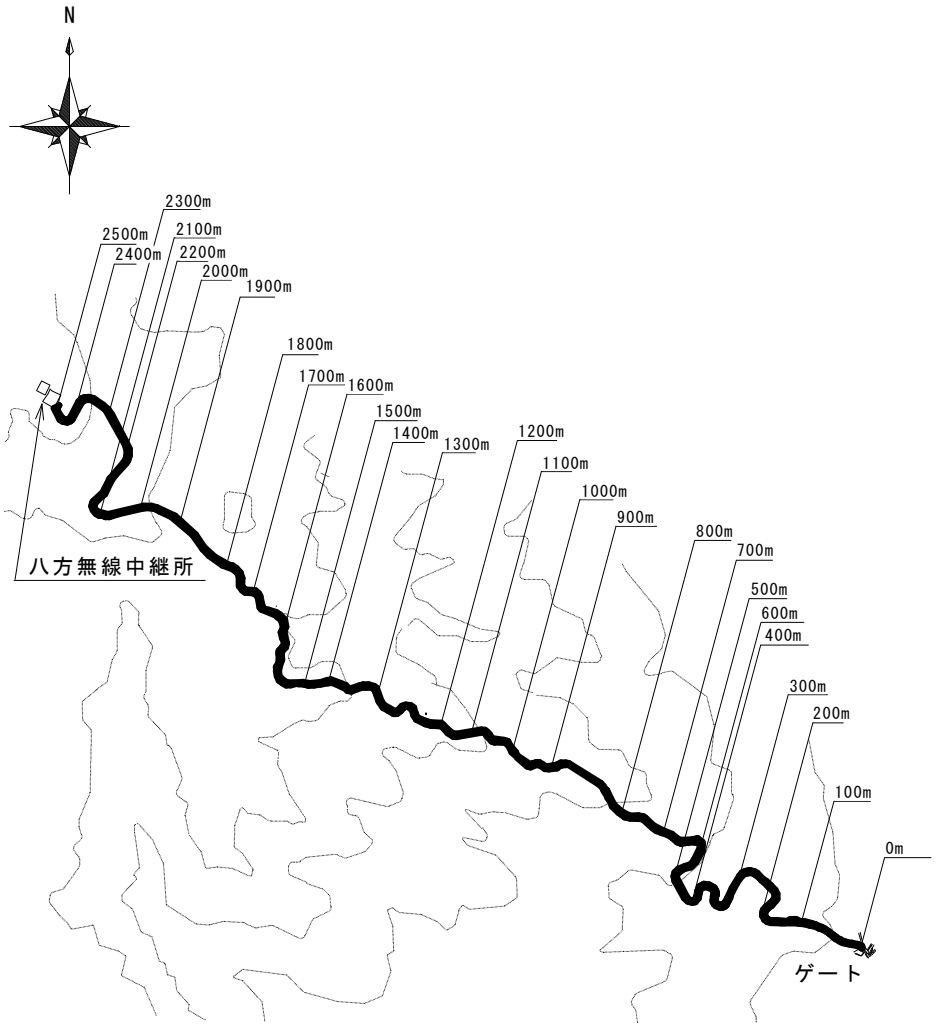
品　目	規　格	数　量	備　考
グリーンフェンスネット	１ｍ　×　５０ｍ	６	

(4)　整備作業の日程については、官側と協議するとともに承認を得た後整備作業を行うものとする。

役務件名	八方無線中継所連絡道整備役務	図面番号	２／３
種　別	仕　様　書	縮　尺	Ｎｏｎ
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



案内図　Ｓ＝１：Ｎｏｎ



配置図　Ｓ＝１：１０，０００

役務件名	（０７）八方無線中継所消火設備保守点検役務	図面番号	３／３
種　別	案　内　図　・　配　置　図	縮　尺	図　示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		